



江戸川区監査委員告示第 1 号

監査結果に基づき教育委員会が講じた措置の公表について

令和 6 年度教育委員会定期財務監査の結果に基づき講じた措置  
について、教育委員会から通知があったので、地方自治法第 199  
条第 14 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 4 月 28 日

|          |   |   |   |   |
|----------|---|---|---|---|
| 江戸川区監査委員 | 大 | 澤 | 成 | 美 |
| 同        | 広 | 兼 | 保 | 彦 |
| 同        | 野 | 崎 |   | 信 |
| 同        | 太 | 田 | 公 | 弘 |

## 令和6年度教育委員会定期財務監査の結果に基づき講じた措置について

### 【指摘事項】

#### (1) 会計年度任用職員の賃金の支払いに関すること

時間外や週休日等に勤務を行った際に時間外手当を支給せず、時間数に応じた勤務時間の振替による勤怠管理が行われていた。 (教育推進課)

会計年度任用職員のやむをえず時間を超えて勤務した場合は、時間外勤務手当を支給しなければならない、振替をすることはできない。また、週休日の勤務の振替は原則として、日単位となる。そして、時間外手当を支給せずに時間外勤務時間に応じた振替による勤怠管理を行った行為は、条例違反の可能性がある。

時間外手当等の支給漏れがないか振替による勤怠管理処理について、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」、「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則」、「会計年度任用職員の手引き」等を確認し、調書による報告及び適正な事務執行にあたるよう要望する。

### 【講じた措置】

振替による休暇について直ちに修正したのち、週休日の振替処理は、日単位の振替処理になることを所属内で周知徹底した。

また、時間外勤務が必要となる場合は、時間振替を行わず、適切に時間外勤務手当を支給するよう所属内で周知徹底した。

#### (2) 不適切な工事契約及び完了確認に関すること

平井東小学校校舎内にスロープ等を築造する工事で学校施設課の契約権限(130万円未満)を越えている工事であったが、12件に分割し学校施設課で契約締結を行える工事(以下、「主管課契約」という。)として発注して工事を行った。その内訳は、それぞれ工事内容・工事規模が異なる中で、内容は工事一式、請負金額は一律1,298,000円、請負業者は同一業者であった。

また、契約書類について、当該工事(12件)に関して請負業者以外の2者の添付された見積書は、日付及び金額の筆跡が酷似していた。加えて、本契約には設計図・工事仕様書など資料添付が無く、寸法・規格、施工基準等が不明であった。

なお、当該工事は全て完了しているが、全体的に工事目的物の写真が無いなど、確認写真が少なく、現存する確認写真から施工不良と思しきものも見受けられ、工事として好ましくないものであった。 (学校施設課)

本来主管課契約権限は、130万円未満となっており、該当案件は、主管課契約を締結することはできず職務権限違反である。また、設計図・工事使用書等の資料が無くスロープ等の建築物の積算ができず契約金額が適正な価格であるか判断すること

ができなかった。「地方自治法第234条」、「地方自治法施行令第167条の2」、「江戸川区契約事務規則」、「江戸川区職務権限規程」、「江戸川区物品等業者指名基準」、「契約事務の手引き」等を確認し、調書による報告及び適切な契約業務にあたるよう要望する。

【講じた措置】

平井東小学校のような不適切な工事を再発することがないように、工事費が1件あたり130万円を超える見込みが生じた場合は、主管課契約を行わず、工事の実施方法等について都市開発部と協議し、対応方針を定めることとした。

また、対応方針や予定金額については、工事発注何書を作成することを徹底し複数の職員が確認することにより、同様の事案が生じないようにチェック体制を強化している。また、4月以降は技術職の職員によるチェックを行う予定としている。

工事を行わなければ学校運営に支障を生じる場合など、速やかな工事が必要となるケースも今後想定されることから、至急の対処方法や工事に必要な設計図等の資料作成方法について、都市開発部や総務部などと協議を行っており、第三者による検証結果を踏まえた適切な方法を検討していく。

また、所属職員全員を対象とした法務研修を実施し、職員の意識の変革に取り組んでいる。

(3) 不適切な工事契約及び工事実施に関すること（アスベスト除去及び処理等）

当該工事は、葛西第二中学校校舎内の体育倉庫及び手洗所の解体撤去工事で学校施設課の契約権限（130万円未満）を越えている工事であったが、9件に分割し主管課契約として発注し工事を行った。その内訳は、塗装材除去工事3件と体育倉庫・手洗所撤去工事6件であり、請負金額は1,290,000円前後であった。

当該工事に関しても上記「(2) 不適切な工事契約及び完了確認に関すること」と同様に、請負業者は同一業者であり9件の契約書に添付されている請負業者以外の2者の見積書についても日付及び金額の筆跡が酷似しており、設計図・工事仕様書など資料添付が無く、寸法・規格、施工基準等が不明であった。

また、3件の塗装材除去工事（校庭体育倉庫北側外壁塗装材除去他工事）において、工事写真（防護服着用の作業員撮影等）、当該課職員からの聞き取り及び事前調査書類等から、アスベスト除去工事を分割していることを確認した。アスベスト除去工事の内容について詳細な仕様が無く、マニフェストの最終処分場を確認したところ三重県内の施設に持ち込まれているのが確認できた。（学校施設課）

当該案件についても、契約を分割して発注したため職務権限違反に該当し、設計図・工事使用書等の資料が無く適正な契約金額が判断できないものであった。また、件名が塗装材除去工事となっており、アスベスト除去工事を行っているのが分かりにくい内容となっている。

「地方自治法第234条」、「地方自治法施行令第167条の2」、「大気汚染防止法」、「労働安全衛生法」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「江戸川区契約事務規則」、「江戸川区職務権限規程」、「江戸川区物品等業者指名基準」、「契約事務の手引き」等を確認し、調書による報告及び適切な契約業務にあたるよう要望する。

**【講じた措置】**

アスベストの含有が疑われる工事については、事前の調査を行ったうえで関係法令に則った工事及び廃棄物処理を行うというプロセスについて改めて周知徹底する。また、工事契約の書類については4月以降技術職の職員によるチェックを行い、必要な工事資料を揃えるよう改善するとともに、今後不適切な工事を再度行うことがないように、チェック体制を強化していく。

加えて、契約事務の手引き等の関連資料を参照し、適切な事務の遂行に努めていく。

**(4) 旅費の執行に関すること**

通勤手当と旅費の減額未調整、公務に当たらない用務（人間ドック）での申請、一日乗車券の不適切な利用などによる旅費の過払いが生じていた。

（学務課、学校施設課、教育指導課、教育研究所）

健康診断において、通勤手当と旅費の未調整や健診終了後に有給休暇を取得しているが、復路の旅費申請を行っていた事例があった。

（篠崎第二中学校・松江第三中学校）

今回過払いが認められたものについては、監査後に戻入処理がされているが、区職員の旅費の支給に関することについては、「旅費の手引き」、「別冊旅費の手引き」、都職員については「旅費の手引」（東京都教育庁人事部勤労課）などを再確認のうえ、今後誤りのないよう努められたい。

**【講じた措置】**

旅費の過払い分について、直ちに本人より戻入させた後、旅費の支給要件を改めて説明し、本人の理解を深めさせた。また、今後誤って請求することがないように注意喚起を行った。

また、朝礼等を活用し、職員全員に周知徹底を図り、旅費の手引きに基づく正確な事務処理及び適正な管理・運営を行うよう指導した。

(5) 時間外手当の執行に関すること

職員の時間外勤務手当について 30 分未満の端数処理を切捨てるべきものを切上げて 1 時間の時間外勤務として支給していた。  
(小岩第一中学校)

上記については監査後に戻入処理がされている。都職員の時間外勤務手当については「学校職員の給与に関する条例施行規則」（教育委員会規則第二八号）により定められている。また、「学校職員のための勤務時間の手引」（東京都教育庁人事部勤労課）なども再確認のうえ、誤りのないよう努められたい。

【講じた措置】

時間外手当の過払い分について、直ちに本人より戻入させている。職員の時間外勤務手当は 30 分未満の端数処理が切り捨てになることを周知徹底を図り、適正な時間外手当が支給されるよう処理している。

(6) 出勤簿等の服務に関すること

子どもの看護休暇について要件に該当しない内容による取得があった。  
(二之江第二小学校)

上記については監査後に修正処理がされている。

都の「学校職員のための勤務時間等の手引」を再確認のうえ、出勤簿、休暇等処理簿及び勤務条件通知書の記載を適正に処理されたい。

【講じた措置】

子どもの看護休暇について、直ちに修正させた後、職員の休暇制度について職員全員に周知徹底を図り、休暇が適切に取得されるように処理している。

(7) 学校徴収金の管理に関すること

会計処理において、会計管理の誤り及び会計未処理のものがあった。  
(小岩第五中学校)

積立金の現金出納簿、収入・支出承認書が作成されていなかった。  
(小松川小学校)

上記については監査後に会計処理及び作成処理がされている。

保護者から徴収する給食費、教材費、積立金等の学校徴収金として執行する「私費会計」においても、支払いの関係は相手方の信頼毀損や重大事故につながる恐れがあるため、「江戸川区学校徴収金事務取扱規程」第7条及び第12条に規定されるよう、公費会計に準じた適正な会計処理に努められたい。

**【講じた措置】**

会計処理について、直ちに処理を行った後、複数の職員で確認することで適正な会計処理を行うようにしている。

積立金の現金出納簿、収入・支出承認書について、直ちに作成を行った後、複数の職員が書類の作成について確認をすることで適正な会計処理が行えるように処理している。